

高橋委員からのご意見及びそれへの対応内容

#	頁	行	件名	コメント	対応案
b-1-1	3	20-28	重点検討課題	<p>標準契約書を検討するに当たり、重点的に検討すべき標準契約書の個々の具体的課題については、小職の記憶では、第16回推進委員会においても、第23回総合部会においても特段の議論は無かったし、この議論はまさにWGにおいても作業の冒頭に先ずなされるべきであると考えますが、これまで議論無くして、いきなり結論の形をとって「以下5項目を取り上げ、PFI事業契約での規定の考え方につき整理を行った。」との記述が出てくるのは、どう理由を付けようとも正当化しようがない。一体誰が、どのような経緯の中で、何を根拠に結論として5項目を決めたのか、この原案文の提案者には明らかにして頂きたい。(これは、5項目の重点検討課題の内容についての問題以前に、その取り上げ方と、根拠が不明なまま原案文が提案されている点についての問題。)</p> <p>以下は、原案文にある5項目についてのコメント。</p> <p>① 状況変化に対応した柔軟なサービス内容・サービス価格の変更            5項目の内①②④は何れも契約変更に関する事項とも見られるが、事情変更を原因としてPFI事業契約の内容の変更を求める場合、その内容を整理すると、大きくは、            a. 業務の領域(範囲)の変更(「契約の解除/解約」は、契約の対象となる全ての業務領域についての解除/解約として捉えることができる。他方では新たな領域の付加も考えられる。)、b. 具体的な業務の内容・方法の変更、c. サービス対価等価格設定に関する変更、d. その他の契約合意事項に関する変更、に分別できる(複数のジャンルにまたがるケースもあり得る)。一方変更の原因に着目すると、            ア. フォース・マジョール、イ. 法令変更・制度変更・政策変更によるもの、ウ. 債務不履行・不法行為など契約解除権の行使に繋がるもの(ア.を除く)、エ. 社会的変化・市場変動その他の理由により任意解約あるいは契約変更とすべきもの、に大別でき、更に管理者等が有する任意解除権がある。契約である以上、契約変更に至る手続きや要件はさまざまなパターン毎に厳密に取極めておくべきであり、また、①の表題は如何にも曖昧で、「柔軟な契約変更」との表現は濫りに契約が変更できるとの印象があるので、①②④については再整理して分類し直し、表題も変更すべきであると考えます。</p> <p>② 発注者の任意解除            (上記①のコメントへ。)</p> <p>③ 中立的な第三者の関与を含む紛争調整メカニズム            課題として採り上げるべきは、管理者等と選定事業者(選定事業者がPFI事業実施の為に設立した特別目的会社を含む。以下同じ。)の間における経常的な報告・協議機関の設置から始まり、紛争の発生による問題の認識から解決に至る一貫したプロセスと手続きに関する規定であると考えられるが、中立的な第三者が始めから終わ</p>	<p>ご指摘のとおり①②④につきましては条件変更関係です。条件変更、紛争解決メカニズム、モニタリングいずれも昨年11月の推進委員会報告において早急に対処すべき課題として取り上げられております。そこで、事務局としては、第1回プロセスWGにおきまして、具体的にこの5つの課題を重点的に検討することを提案させて頂いております。(参考資料4参照)。ご指摘頂きました課題につきましては、事務局としては今後検討すべきものと考えております。なお、今般のスケジュール等については参考資料3に示しております。</p>

#	頁	行	件名	コメント	対応案
				<p>りまで絡む訳ではない。殊更に「中立的な第三者の関与を含む」との表現を用いるのは、誤解と先入観を誘発する恐れが大きく、また、PFIにおける紛争調整メカニズムについての議論が民間資金等活用事業推進委員会として進んでいない現段階において、結論として受け取られる表現が用いられることには問題がある。</p> <p>④ 法令変更 (上記①のコメントへ。)</p> <p>⑤ モニタリング・支払いメカニズムの充実 モニタリングについては、予めから在るべき貌について議論すべきとの見解が民間資金等活用事業推進委員会において出されてきたが、議論に先行して、経緯も不明な結論がいきなり盛り込まれるのは不適切と謂わざるを得ない。</p> <p>以上の5項目の他にも重要な課題があるが、今般の標準契約書の検討に当たり、PFI事業契約における喫緊のテーマとしては、下記が考えられる。</p> <p>(1) インフレ条項：上記①のコメントに関連してくるが、特に単独に採り上げて議論するだけのボリュームのある課題なので、別に議論を積み重ねた上で標準契約に盛り込むことが望ましい。</p> <p>(2) 資料提出義務：PFIは、そもそも管理者等が直轄事業として実施できる性格の公共事業を対象としていることに加え、その事業の受益者に対するサービス提供について最終的に管理者等が責任を負っていることから、事業の実施に必要な許認可・届出や、資金調達の為の融資契約と担保設定契約、並びに保険契約等について書面類の写しを管理者等に提出することを義務規定として盛り込むべきであること。( [B-1-5・6]参照)</p> <p>以上を踏まえて、標準契約書の在り方全体の議論を先ず成すべき。</p>	
b-1-2	4	2-3	「運営」	<p>語句の意と文脈から不適切な用語。PFI事業を構成する業務要素は大別すると「施設整備業務（一部に維持管理業務というサービスを含む）」と「サービス業務」。従って今後のことを考慮して「運営業務」から「サービス業務（サービス提供業務）」に修正しておくべき。→小職提出[B-1]の[B-1-7]を参照して下さい。</p>	脚注を挿入しました（4頁脚注1）。
b-1-3	4	8-10	英国調査機関へのヒアリング調査	<p>小職自身この調査に関しては良く承知していませんし、PFI推進委員会で正式に認知されたものとしての認識が無いので、本文中において同調査に言及するのは不適切と考えます。</p>	出典を明確にすべきとの趣旨で挿入いたしましたが、ご意見のとおり削除いたします（4頁）。
b-1-4	4	12	利便性の高いサービスを安く提供	<p>原案文を生かすなら「より利便性の高いサービスをより低廉な費用で提供」と修正すべき。PFIでは、利便性と価格の水準は、単に絶対的な高低で論じられるものではなく、与件内での効率性の極大化を図る中で決定されることになる。</p>	ご提案のとおり修正致しました（4頁）。
b-1-5	4	16、22	サービス（の価値）を最大化	<p>PFIにおいては、サービスの水準と規模について絶対的に高いレベルを追い求めるのではなく、与件となる条件内（公共サービスとしての許容範囲と、管理者等のアフォーダビリティ）での極大化が目標となる。そこで最大化→極大化。</p>	「財政等の制約の下で」を加えました（4頁）。
b-1-6	4	18	官民の協働事業	<p>「協力し合うことが何より重要である」は曖昧過ぎる。契約に関する記述であるからには、「協力する」の契約上の位置付けを明確にすることが必要であり、契約当事者が目的</p>	以下のように修正しました。 PFIは官民の協働事業であり、

#	頁	行	件名	コメント	対応案
				を共有し、その目的を実現する立場に立って具体的な事項について取組むことが求められる旨を書くべき。	お互いに協力し合うことが何より重要であり、それが担保されるような仕組み(具体的な契約条項を含む)を作成することが必要である。(4頁)
b-1-8	4	23	官の専門能力	ここで謂う「専門能力」とは何か?書くからには明確に定義して頂きたい。	「官の専門能力」を「官の有する公共事業に関するノウハウ等」と修正しました。(5頁)
b-1-9	4	29	契約の目的	「契約とは契約当事者間の「利害の調整」がその本来の目的」との記述は不適切。通常、利害調整は契約の交渉過程で行われ(利害調整は必須の要件ではない)、交渉の結果、合意が成立すれば契約が成立することになる。合意の一部として、後日の利害調整の方法を取極めておくことは重要であるが、全ての契約の目的が利害の調整ではない(尤も利害の調整を目的とする契約はあり得る)。	以下のとおり修正しました。 契約とは契約当事者間の「利害の調整」がその本来の目的の一つでもあり、(5頁)
b-1-10	4-5	31-2	但し...重要とある。	PFI事業契約の解説においてこの文章をどう位置づけるのかよく理解できない。	以下の通り修正しました。 但し、必ずしも契約が完璧ではなかったり、時間の経過と共に大きな環境変化があったりした場合、ギャップが生まれ、このギャップを埋め、問題を克服するための手法としてコミュニケーション、協力、連携が重要となり、このようなことが可能になるような契約条項が求められる。(5頁)
b-1-11	5	4	アウトカム	「事業のアウトカムやアウトカムの実現に向けて」の記述は、徒らにカタカナ語を用いている結果、何を意味するのか曖昧で不明確と言わざるを得ない。	「アウトカム」の後に、「(管理者等の政策目的や求める成果)」という説明を加えました。(5頁)
b-1-12	5	5	事業の運営段階	既に[b-1-2]及び[B-1-7]で指摘した通り、「運営」と「サービス(提供)」の用語を整理すべき。この部分の「運営」の用語は意味に徴し適切であるが、原案文の「運営事業(又は業務)」を踏襲すると、「運営事業(又は業務)の運営段階」となり、如何にも不自然。	以下の脚注を挿入しました。 一般に「運営業務の比重が重い」といわれる事業でも、業務の中心部分は管理者等によって行われ、選定事業者に委託されるのは周辺の業務のみである場合も少なくない。このような場合に「運営業務の比重が重い」と表現すると、選定事業者が対象施設の運営を主体的に行っているかのように誤解を招く可能性がある。した

#	頁	行	件名	コメント	対応案
					がって、この用語自体、今後見直すことが考えられる。(4頁)
b-1-13	5	6	VFMの最大化	PFIにおいては、単にVFMの最大値の実現を図ることが目的になるのではなく、与件となる条件内での極大化が目標となる。そこで最大化→極大化。	「財政等の制約の下で」を加えました。(5頁)
b-1-14	5	6-9	財務モデル	この原案文には極めて重大な問題がある。(この原案文の財務モデルは、選定事業者のものとしてされている。従って管理者等が基本計画等の中で検討する財務計画とは異なる。)ここで謂う「財務モデル」とは何を意味するのか?その法的な位置づけは如何なるものか?この原案文の執筆者の意図を明白にする必要があるため、小職の質問・意見[A-2-2]及び2008年6月13日付けメールで要請しておりましたように、原案文の執筆者名と、その執筆者の専門分野並びにPFIに関して有する経験や専門性についての情報を至急頂きたく重ねて要請致します。 (この財務モデルについての問題点の指摘は、この執筆者名等の情報を頂戴してからに致したいと存じますので、情報はできるだけ早く頂きたい。)	ご指摘のとおり、選定事業者が提出することを想定しており、内容も選定事業者の収支を想定しています。
b-1-15	5	11-14	「公共サービスの性格上、... 必要がある。」	契約行為において、合意事項については当事者双方に遵守義務があるのは当然であるので、この原案文の書き振りは不十分。管理者等と選定事業者の双方が共有すべき目的の一つに、公共サービスの円滑な継続がある筈であり、それは双方に共通する解除権等の権利の行使の際に優先的に考慮されるべき事項と考えられるが、これとは別に、管理者等に与えられる任意解除権がある貌が明らかになるように記述すべき。管理者等が選定事業者に金銭補償をするケースだけを採り上げて解説するだけでは誤解を招きかねない。仮に事情変更が生じて、サービス内容の変更、或いはサービス価格の改定を求める事態は、管理者等と選定事業者の何れにも生じ得るのであり、そのような変更或いは改定を求める場合には、求める側から合理的な説明が為されなければならない。そして、個々のPFI事業の運営にとって重要な要素について確認しておき、それら要素の変更・改定を契約相手側に求める場合の手続きを契約において合意しておくことは不可欠であるが、管理者側からの金銭補償が予め解決手段として合意されるべきとはならない。	サービス内容変更の章に、民間事業者から提案する場合に関する記述を加えました。
b-1-16	5	15	中立的な第三者の関与	この位置に唐突に紛争解決の手段として「中立的な第三者を紛争解決に関与させることにより、...」と記述するのは、始めから中立的な第三者を入れることを前提とする仕組みを契約に盛り込むことを意図していると受取れる。本来PFI事業の円滑な実施/継続は、PFI事業契約の合意事項に従って、管理者等と選定事業者との間の経常的な報告・協議等の枠組みの中で実現されることが第一であり、次いで事業実施に障害が生じた場合の紛争解決の為の手続きが順を追って契約の中に盛り込まれることになるが、その紛争の内容が判らない段階で、誰が中立的であるのか、利害関係人でないことが明白なのか、紛争発生以前に当該PFI事業に関与したことが無かったか否かは当然不明であるから、この原案文は生煮えと謂わざるを得ない。加えて、これまで紛争解決の手順・方法についての検討を民間資金等活用事業推進委員会として行うべきとの趣旨を小職も含め提唱してきたが、未だ議論が進んでいない現状において、いきなり結論と受取られるような	以下の通り修正しました。 中立的な第三者を紛争解決に関与させることにより、事業を継続したまま公平な解決を図る仕組みを工夫することも効果がある。 (5頁)

#	頁	行	件名	コメント	対応案
				内容を盛り込むことそのこと自体が問題であると指摘せざるを得ない。これでは民間資金等活用事業推進委員会の存在意義と、PFI法が同委員会に期待する役割を蔑ろにすることになる。	
b-1-17	5	17	契約の柔軟性の確保	契約の柔軟性を殊更強調する表現は、契約合意を濫りに変更することを当然のこととしている印象が否めず、民間資金等活用事業推進委員会が推奨しているとさえ受取られかねない。PFI事業契約において重要なことは、将来変化が予想される事態をできるだけ多く想定し、変化により影響を受ける業務領域、業務内容、並びに契約上合意された指標及び基準について、事情変更事由に基づく変更の手順と要件を明確に規定しておくことである。このような規定は、曖昧な「柔軟性の確保」とは異なる概念である。	以下を追加しました。 この際、将来変化が予想される事態をできるだけ多く想定し、変化により影響を受ける業務領域、業務内容、並びに契約上合意された指標及び基準について、事情変更事由に基づく変更の手順と要件を明確に規定しておくことが重要である。(6頁)
b-1-18	5	19-20	変更せず...適切でないことがある。	この原案文にある「適切でないこと」とは具体的に何か？曖昧な「契約の柔軟性」の必要性を強調し、その根拠として、「適切でないこと」があることを理由とするならば、少なくともその「適切でないこと」が何であるか、そしてその「適切でないこと」があると何故「契約の柔軟性」が必要となるかという理由を詳らかにすることを求めざるを得ない。	以下のように修正しました(「適切でない」との記載は削除)。 しかし、長期にわたる運営期間中に当初定められた前提条件や前提となった環境が大きく変化する場合などの状況変化に応じて、契約条件の変更が必要になることがある。(5頁～6頁)
b-1-19	5	20	VFM向上の観点から	この原案文の文脈の中で「VFM向上の観点から適切でない」と極め付けるのは、論理的に通らないと謂わざるを得ない。典型的なPFI事業の構造・類型を想定すると、サービス購入型においては、従来通りの条件であれば、期待されていたVFMも変わらないことになる。つまりVFMは悪化しない。一方事業環境の変化により運営費用が増加(又は減少)する場合、管理者等から選定事業者を支払われるサービス対価が増額(又は減額)されるケースにおいては、PFI-LCCと共に、比較されるべきPSCも環境変化の影響を受けて増大(又は縮小)することから、変化要因は基本的にはニュートラルな性格を持ち(環境変化の内容により影響の度合いに若干の違いは生じ得るが)、直ちにVFMが大きく影響を受けることにはならない。従って、「VFM向上の観点から」適否を考えるのは的外れであり、むしろ、PFI事業を円滑に継続することに支障を来す事態(財政状況の悪化、技術的条件の変化、法令変更、社会的条件の変化、等)に立至る場合に、契約条件の変更を検討すべきか否かは、予想される条件変更による追加的費用と、業務の継続に支障が生ずることにより予想される損失とのバランスに懸っていることに着目しなければならない。	「VFMの向上の観点から」を削除しました。(6頁)
b-1-20	5	25	契約の柔軟性	(b-1-17参照)	(b-1-17参照)
b-1-21	5	31	予算についても一定の柔軟性を持つ	この表現から窺われる意図は、サービス対価が増額する場合に管理者等側で予算措置を講ずるべし、と受取れるが、将来サービス対価の変更が検討される時点では、その時点	以下のとおり修正しました。 必要に応じて予算についても一

#	頁	行	件名	コメント	対応案
			必要	での管理者等のアフォーダビリティが考慮されることになって、必ずしも「当然増経費」として扱われるだけが唯一の解決策にはならず、当初契約時点において予算増を織込む規定を入れるべきとはならない。現在の国・地方公共団体における単年度・現金主義会計による硬直的な予算制度についての問題意識があるとしても、これとは次元の異なるテーマである。	定程度余裕をみておくべきである。(6頁)
b-1-22	6	3-4	仕様の確定	「(業務)要求水準を満足する民間事業者の提案内容に基づく仕様の主要部分」とは具体的に何を意味するのか?PFI事業契約に基づき選定事業者が達成を義務付けられるのは、飽く迄も原則は業務要求水準として規定されるアウトプット仕様の指標や基準である。従って業務要求水準については、できるだけ具体的且つ詳細に記述されることが求められるが、逆に選定事業者には、業務要求水準を満たす限り、公共事業としての許容範囲を逸脱しなければ、インプットの内容と実施手法について柔軟な取組みが許されるべきである。即ち、管理者等は、選定事業者の策定するインプット仕様の事業実施計画について責任を負っている訳ではなく、契約締結時に、達成すべき業務要求水準について管理者等と選定事業者の双方で確認することになる。仮に「民間事業者の提案内容に基づく仕様」が、選定事業者が業務要求水準のアウトプット仕様を達成する為に策定したインプット仕様を意味するとすれば、この原案文は、選定事業者の責任を管理者等に転嫁することを正当化する為の記述と看做さざるを得ず、当然不適切であることになり、「価格改定を伴うサービス内容の変更」として採り上げるケースではない。謂うまでも無く、契約締結以後に管理者等が業務要求水準のアウトプット仕様の全部／一部を変更すれば、サービス内容の変更になる。	「提案内容に基づく仕様を確定し、」に修正しました。(6頁)
b-1-23	6	5-6	これも...、その後は... 望ましい。	業務要求水準についての、「確認→詳細化」の作業は、入札段階、契約締結段階、契約締結以後の何れにおいてもあり得るが、それはアウトプット仕様についてであり、選定事業者が業務要求水準を達成する為に、自ら策定・計画するインプット仕様に関して、管理者等が確定する義務は無い。このインプット仕様は、選定事業者が業務要求水準を達成する約束を果たす手段であり、管理者は単に選定事業者から提示されるだけであって、確認義務も、内容について承諾する必要も無い。選定事業者が、アウトプット仕様の業務要求水準を達成する為のインプット仕様を策定し、それを実施してVFMを創出する処にPFIの本質がある筈である。従ってこの原案文は不適切。	該当部分(「また、契約締結後は...、望ましい」)を削除しました。(6頁)
b-1-24	6	21	統括マネジメント機能(表題)	後記b-1-29で指摘しているように、PFI事業の中に統括マネジメント機能を包含することは論理的に不適切と謂わざるを得ないので同機能を削除すべき。	以下を追加しました。 ただし、統括マネジメント業務を明確に位置づける試みは比較的最近始まったものであり、本業務の有効性及び在り方(条文例を含む)については、今後検討をする必要がある。(7頁)
b-1-25	6	22-25	SPCについての解説	SPC(特別目的会社)に関するこの部分の解説文は、SPCを正しく理解していない「専門家」により記述されている不正確な表現と謂わざるを得ない。SPCとSPVの設立根拠と	該当部分を以下と差替えました。 PFIでは、PFI事業の実施の

#	頁	行	件名	コメント	対応案
				法的な相違点などについて混同したままの説明であり、「主体性を持たない」との表現も曖昧で正確さを欠いている。 小職としては、PFIにおけるSPCの在り方について、別途、民間資金等活用事業推進委員会における論議を経て、PFI事業の担い手としての適切な形態と、具備すべき能力について結論を得るべきと認識しているが、現時点では、実務上「株式会社」を設立して所謂SPCとしてPFI事業を実施する法人とするケースが殆どであるので（法律上は株式会社だけがPFIのSPCとなれるのではない）、ここでは不正確な説明を削除して、「PFIでは、選定事業者が、PFI事業の実施のみを目的とする株式会社を設立して、事業の受け皿とすることが多い。」と記述するだけで足りると考えられる。	みを目的とする株式会社を選定事業者が設立することが入札説明書において義務づけられていることが多い。このように特別の目的のみのために設立された会社は、特別目的会社（SPC。「特定目的会社」と異なり、法令上の概念ではない）と呼ばれる。（7頁）
b-1-26	6	26	潜在的な役割は大きい	「しかし、PFIではSPCには期待される役割は潜在的には大きく、」の記述は、極めて曖昧であり、「期待される役割は潜在的」とするのは誤っている。PFI事業の実施会社は具体的に、①「法人格」を有していること、②事業実施能力を具備するか、又は協定等に基づいて親会社（出資会社）である選定事業者が実質的に事業実施能力を提供できること、③必要とされる資金の調達ができること、④下請け企業を使う場合には、下請け企業群を取り纏める元請けになれること、が必須の要件として求められている。	「期待される役割は潜在的には大きく」を削除しました。（7頁）
b-1-27	6	26-30	SPCの役割	前記b-1-26のコメントにあるように、PFI事業の実施会社が、法人格の無い「導管体」や、法人格を有しても単なる「ペーパーカンパニー」であっては不適合であるが、「VFMの観点から総合的に関係者をマネジメントすることが期待されている。」との記述は、不適切。そもそも入札段階において選定事業者がVFMを達成実現することを約束し、それは実態的に選定事業者がVFM実現に必要な能力と要素を具備していることが前提となっていることから、この原案文では平仄が合わない。	「VFMの観点から」を削除しました。（7頁）
b-1-28	6	30-32	求められる能力	PFI事業における業務要求水準を満たす為に選定事業者には必須となる能力について、「さらに…」と付け加える意味は無い。民間事業者が、必須の能力を具備していなければ、VFMを競合他社より上回って達成実現するかどうかの判定以前に、選定事業者になる資格が無いことは明らかであるにも拘わらず、標準契約書の解説を行う場で、即ち必要となる能力ありと判断された選定事業者の締結するPFI事業契約について論じようとしているのに、ここでわざわざ必要な能力について強調するのは、次に記述される「統括マネジメント機能」なるものを導入する為の仕掛けとしか考えられない。仮に茲許、業務要求水準を満たす為に必要な能力を具備していない選定事業者が見受けられると言いたいのであれば、それは契約の問題ではなく、入札のプロセスと事業者選定における問題になる。	「さらに…」以下を削除しました。（7頁）
b-1-29	6	33	統括マネジメント機能	病院事業において（現時点では当然のことながら、公営病院のPFI事業において、管理者等がコア事業を担い、選定事業者の担うPFI事業の範囲にはコア事業は含まれないケースについての話となる）統括マネジメントなるサービスが、有料サービスとしてPFI事業の中に入ってきているので、他の分野でも採用するようにと推奨する趣旨ととれるが、これは論理的に整合性を欠いており、民間資金等活用事業推進委員会が推奨していると受取られる危険は避けなければならない。そもそも公営病院PFI事業においては、	以下を追加しました。 ただし、統括マネジメント業務を明確に位置づける試みは比較的最近始まったものであり、本業務の有効性及び在り方（条文例を含む）については、今後検討をする

#	頁	行	件名	コメント	対応案
				<p>選定事業者が担うサービス業務は周辺業務（給食業務等付帯事業も含む）に限られ、「統括マネジメント機能」なるものが病院のコア事業に対するアドバイス機能を意味するのであれば、PFIの仕組みからして、PFI事業には含まれないことになる。（→小職提出意見書[B-1]のB-1-6を参照されたい。）或いは、同機能がPFI事業の範囲内での「適切な委託先を選定する能力」・「モニタリングを行うとともに状況にあわせて委託先を指導する能力」・「コストマネジメント能力」が果たす機能を意味するとすれば、それは選定事業者として業務要求水準を満たす為に必要な機能であり、当該選定事業者がライバル事業者より優れた入札価格と実施能力の存在を提示するのに役立つ効果をもたらすものであり、即ち他者ではなく自らの為の機能であって、管理者等に対する有料サービス業務として位置付けるべきものではない。またVFMの計算上、この業務のPSCとPFI-LCCをどう算定するのか未分明である。いずれにしても、「統括マネジメント機能」に関する記述は削除すべきである。</p>	<p>必要がある。（7頁）</p>
b-1-30	6-7	34-1	統括マネジメント業務の推奨	<p>「VFMの向上」を目的として「(病院事業以外の)別の分野の事業に」対しても「このような(統括マネジメント)業務」を「検討すべき」と強く推奨する旨の記述があるが、この原案文には、①まず、前項で指摘したように、そもそも統括マネジメント業務をPFI事業の対象業務として採り上げる根拠が無いこと、②特定の業務を行う企業の営業支援材料と受取られるような内容の文章を、民間資金等活用事業推進委員会の名で発する資料に盛り込むことには問題があると謂わざるを得ないこと、③「検討すべきである」とは、一体誰が誰に対して、何の資格を持って推奨するというのか、この関係を明らかにしないまま原案文に入れているのは、何らかの目的の為に、ドサクサに紛れて潜り込ませようとしているとしか見えず、不明朗な意図が感じられること、等の問題があるので、この部分は勿論のこと、(7)の「統括マネジメント業務」に関する記述は削除すべきである。なお、既に事務局に要請しているように、この部分の原案文の執筆者名、執筆者の専門分野、並びに執筆者のPFIに関する経験、についても至急ご教示願いたい。</p>	<p>以下を追加しました。 ただし、統括マネジメント業務を明確に位置づける試みは比較的最近始まったものであり、本業務の有効性及び在り方(条文例を含む)については、今後検討をする必要がある。(7頁)</p>
b-1-31	7	2-6	総合的にマネジメントする機能	<p>この原案文の執筆者は、おそらく英国サーコ社のような所謂「サービス・プロバイダー」の持つ機能を想定して記述していると考えられるが、前2項で指摘した部分に繋がる原案文の文脈の中で、執筆者の意図を正当化する意味を持たせようとして採り上げているのは、筋違いと謂わざるを得ない。</p>	<p>以下を追加しました。 ただし、統括マネジメント業務を明確に位置づける試みは比較的最近始まったものであり、本業務の有効性及び在り方(条文例を含む)については、今後検討をする必要がある。(7頁)</p>
b-1-32	7	8-9	整備対象とする施設	<p>この原案文によると、PFIの施設整備事業において対象となる施設の種類は、「公共施設」と「公益施設」であるとのことであるが、正しくは「公用施設」「公共施設」「公益施設」となる。</p>	<p>ご指摘をふまえ公用施設を加えました。(8頁)</p>
b-1-33	7	15-16	「実務家の意見を踏まえてはいるものの」	<p>この原案文によると、資料2は実務家の意見をベースに作成されたということになるが、第1回乃至第3回までのWGに、「実務家の方々」をお呼びして参考意見を聞いた事実は無く、一連の資料の執筆者名とその専門分野及びPFIに関する経験の開示についての小</p>	<p>b-1-34の回答をご参照下さい。</p>

#	頁	行	件名	コメント	対応案
			(1)	生の度重なる要請にも拘わらず、未だ事務当局から回答が無い段階で、この「標準契約書モデル及びその解説(案)」が実務家の意見を踏まえて作成されたと記述され、この案がひょっとすると民間資金等活用事業推進委員会の名で発出されることになることになると、これまでの経緯そのものを問題とせざるを得なくなる。	
b-1-34	7	15-16	「実務家の意見を踏まえてはいるものの」 (2)	標準契約書を取り纏めて、それを実務に携わる人達に提供することによって PFI の促進を図ることは、民間資金等活用事業推進委員会に期待される課題の1つであり、その為に同委員会は、PFI 法及び基本方針に則り、PFI 事業契約等必要な資料等を収集して(法第21条等)調査審議し、望ましい内容の標準契約書を策定すべきである。それは、実務家の意見のままに標準契約書を作ることを意味するのではなく、実施された PFI 事業や実務家その他の資料や意見を参考にしながら、PFI 法の趣旨(第4条の基本理念、基本方針前文等)に沿ったあるべき内容の標準契約書を、同委員会が主体的に策定することである。従って、この部分の文脈においては、「標準契約書モデル...必ずしも十分とはいえない。」を全文削除し、代わりに「実務に携わっている方々等の要望を踏まえて、標準契約書モデル及びその解説(案)を限られた時間の中で整理したが、必ずしも十分とは言えない。」とすべきである。	ご提案のとおり修正しました。(8頁)
b-1-34	7	17-18	「よりマーケットの慣行等に従ったものに改善していく」	①今回初めて民間資金等活用事業推進委員会としてサービス重視型 PFI の標準契約書を策定しようとしていること(即ち、これまで推奨されるようなサービス重視型の契約書の雛型類は無かったこと)、②これまで実施された PFI 事業の中に、紛争が生じ、その事業契約についての問題が指摘されているケースもあるやに漏れ聞いていること、等を勘案すれば、「よりマーケットの慣行等に従ったもの」が本邦の PFI として目指すべき内容であるとは必ずしも謂えない。前項で述べたように、「実務に携わる方々」の役に立つように、民間資金等活用事業推進委員会が、望ましい内容の標準契約書を主体的に策定すべきであるから、この部分は「よりマーケットの慣行等に従ったものに改善していく」を削除し、代わりに「より PFI の促進に役立つものに改善していく」を挿入すべき。	ご提案のとおり修正しました。(8頁)
b-1-35	7	18	「... こととしている。」	この表現は、①既に何らかの権威が、「改善していく」と決定済みである、②(主語不明)誰かが「改善していく」予定としている、の何れにも解釈できるので、意味が明確になるように修正すべき。	改善していく「予定である」に修正しました。(8頁)
b-1-36	7	22	実務家からの意見の収集	「実務家」が何を意味するか曖昧で、範囲を限定する表現なので不適切。できるだけ広く意見等を収集すべきであることから、ここは「実務家」を削除して「PFI 事業に関わる関係者(基本方針五.2)」を挿入すべき。	ご提案のとおり修正しました。(8頁)
b-1-36	7	29-30	「また... 個別の事業を所管している省庁において... 作成していくことが望まれる。」	この原案文の趣旨は、個別分野別の PFI 事業契約書例を、個別分野を所管する国の省庁が「縦割り」の状態の下で個々に作成していくべきであると解釈できるが、PFI 法第21条並びに基本方針五の規定に加え、これらの条項が制定された経緯に徴し、この原案文は明らかに PFI 法に反する内容であると謂わざるを得ない。一般に PFI 事業は多岐に亘る事業要素を包含しているうえ、英国等の事例に見られるように、今後我が国でも複合型 PFI 事業の実施が予想される状況を考えれば、この原案文には、PFI 法の規定に反して、PFI のノウハウを縦割りの狭い省庁毎の壁の中に押し込めてしまおうと企図し、延い	以下のとおり修正しました。 また、今後、事業分野ごとに、それぞれの事業にふさわしい事業契約書例を今後作成していくことが望まれる。(9頁)

#	頁	行	件名	コメント	対応案
				<p>てはPFIの推進を語りながら、実はPFIの幅広い発展を阻害せんとする意図が込められているとしか考えられない。</p> <p>固より、各省庁はそれぞれがPFI事業の実施主体である管理者等になり得るから、それぞれに契約に関するノウハウを始め、PFI事業実施に必要な能力を具備することは大いに推奨されるべきであるが、PFIに関するノウハウ・知識等、PFI事業の円滑な推進に寄与する情報は、民間資金等活用事業推進委員会に集中して、あるいは同委員会が取り纏めて、広く関係者・国民に供すべきであることは明白であるから、ノウハウ等を狭い省庁の事業分野毎に分別管理することを企図することは、正に同委員会に与えられた権限と義務を蔑ろにせんとすることと同義であると謂わざるを得ない。従って、この原案文は削除すべき。</p>	
b-1-37	7	33	<p>「それぞれの事業において用いられる契約書の内容は、各発注者の責任において、必要に応じて専門家の助言を受けつつ、検討する必要がある。」</p>	<p>この原案文は表現が適切とは謂えないので、以下の文章に置き換えて頂きたい。</p> <p>「個々のPFI事業において用いられる契約書の規定は、管理者等と選定事業者双方が、それぞれの責任において、本書を参考にしながらも、それぞれの事業に即した適切な内容となるように検討を加えた上で取極めて頂きたい。」</p>	<p>ご提案のとおり修正しました。(9頁)</p>